


所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤 峰 雄															
件名	市道路線の廃止について（市道第1589号線）																	
		区分	○	1審議事項		2報告事項												
関係事項	条例規則																	
	部課機関																	
1. 要旨																		
<p>(1) 隣接土地所有者から「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、存置の必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、路線を廃止するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 第1589号線</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1385番3先</td> <td>東大和市芋窪 6丁目1385番3先</td> <td>1.82m</td> <td>26.21m</td> <td>49.29 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>							路線名	起点	終点	幅員	延長	面積	市道 第1589号線	東大和市芋窪 6丁目1385番3先	東大和市芋窪 6丁目1385番3先	1.82m	26.21m	49.29 m <sup>2</sup>
路線名	起点	終点	幅員	延長	面積													
市道 第1589号線	東大和市芋窪 6丁目1385番3先	東大和市芋窪 6丁目1385番3先	1.82m	26.21m	49.29 m <sup>2</sup>													
<p>当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第3号（路線の廃止条件）に適合する。</p>																		
<p>(2) 影響と効果 廃止することで維持管理する必要がなくなり、売り払いにより市の収入増となる。</p>																		
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																		
<p>平成26年10月30日 市道上の不適切な占用の改善を文書にて依頼。 平成27年 1月 9日 「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。</p>																		
3. 留意事項（問題点等）																		
4. 主管部処理案（検討結果等）																		
<p>平成27年第1回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>																		
5. 審議結果																		

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。